

# 指定（介護予防）通所リハビリテーション

## 運 営 規 程

医療法人 聖祥会  
かわもと記念クリニック

## 指定（介護予防）通所リハビリテーション運営規程

第1条 医療法人聖祥会かわもと記念クリニック（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営等に関する事項を定める。

### （事業の目的）

第2条 適正に事業を行う従業者を配置し、利用者の要介護（要支援）状態の軽減、若しくは悪化の防止に資する効果的な通所リハビリテーション計画書（介護予防通所リハビリテーション計画書）の作成並びに指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供を行い、利用者の生きる意欲や自立へ繋げていくことを目的とする。

### （運営方針）

第3条 従業者は、利用者が居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

- 2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業所と家族の連携を深め効果的な介護を行うために、年1回家族会を開催することとする。

### （名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 医療法人聖祥会 かわもと記念クリニック
- (2) 所在地 鹿児島市吉野町5397-3

### （従業員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 医師 1名（常勤）

医師は、指定（介護予防）通所リハビリテーションの計画の策定を従業者と共同して作成するとともに、事業の実施に関する従業者への指示を行う。

(2) 専従する従業者（いずれも常勤換算）

- ① 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示及び通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

- ② 看護職員 2名以上

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

- ③ 介護職員 3名以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

(営業日及びサービス提供時間)

第6条 事業所の営業日及びサービス提供時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日、8月14

日～15日及び12月31日から1月3日までを除く。

- (2) サービス提供時間 8時30分～16時30分までとする。

- (3) 受付時間は17時までとする（ただし、緊急時はこの限りでない）。

(利用定員)

第7条 指定（介護予防）通所リハビリテーションの利用定員は、3単位40人とする。1単位目35人、2単位目（短時間午前）5人、3単位目（短時間午後）5人

(サービス内容)

第8条 事業の内容は、次の通りとする。

- (1) 厚生労働大臣が認める基準による通常規模の指定（介護予防）通所リハビリテーション

- (2) 居宅と事業所間の送迎

- (3) 事業所内における入浴・排泄介助、レクレーション、食事提供

- (4) 理学療法士等による機能訓練、運動療法及び物理療法

2 事業所は、医学的管理の下で要介護者等に対する心身の機能の回復のため、医師等の従業者が共同して作成したリハビリテーション計画に基づき、下記（1）を目的とし、（2）の訓練等を行う。

- (1) 目的

- ① ADLの低下防止 ② QOLの維持・向上 ③ 寝たきりの防止

- ④ 社会性の維持・向上 ⑤ 精神状態の改善 ⑥ その他利用者の状態の

## 改善

### (2) 訓練等

- ① 運動器機能向上訓練 ② 歩行訓練、基本的動作訓練
- ③ 痛みに対する運動療法 ④ 日常生活動作に関する訓練
- ⑤ 自助具適用・使用訓練 ⑥ 物理療法 ⑦ パワーリハビリ

### (通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、鹿児島市（吉野、大明ヶ丘、川上、下田、牟礼岡、宮之浦）とする（その他の地域についても相談可）

### (利用料その他の費用)

第10条 指定（介護予防）通所リハビリテーションを使用した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 食事代（1回）550円、諸経費（1日）30円
- 3 おむつ代 実費分
- 4 その他日常生活にかかる費用に徴収が必要となった場合は、その都度利用者またはその家族に説明をし、同意を得ることとする。
- 5 利用者の希望によって上記2～4の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、同意書に記名押印を受ける。
- 6 当事業所の設備等を破損した場合には、実費相当額を弁償するものとする。

### (サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービスの利用にあたっては、利用申込者またはその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

- 2 利用者の症状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示を行う。

### (個人情報の保護及び秘密保持)

第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し

適切な取り扱いに努めるものとする。従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

#### (苦情処理)

第13条 サービス提供に係る利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め、または当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導・助言を受けた場合は、当該指導・助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 サービス提供に係る利用者等からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導・助言を受けた場合は、当該指導・助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者（事務長）並びに火元責任者（主任）を配置して、非常災害対策を行う。

- (1) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (2) 非常災害用の設備点検は契約保守業者である大脇消防商事に委託する。点検の際は、防火管理者も立ち会うこととする。
- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に努める。
- (5) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

- ① 防火教育、基本訓練及び総合訓練（消火・通報・避難）  
・・・年2回
- ② 非常災害用設備の使用方法の徹底・・・隨時

（事故発生時の対応）

- 第15条 サービス提供時に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、担当の居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

（記録の整備）

- 第16条 指定（介護予防）通所リハビリテーションに関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

（業務継続計画（BCP）の策定等）

- 第17条 事業所は、感染や災害が発生した場合に、利用者が継続して指定通所（介護予防）リハビリテーションの提供を受けられるよう業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、業務継続計画に伴い、感染症や災害が発生した場合を想定した必要な研修及び訓練の実施に努める。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束に関する事項）

第19条

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を全て満たすこと）を記録するものとする。

（衛生管理等）

第20条

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備、飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

2 事業所において感染症又は食中毒が発生し又はまん延しないように次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会を設置し、従業者に対して感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（その他運営についての留意事項）

第21条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 繙続研修 年1回

2 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人聖祥会が定めるものとする。

附 則

この規定は、平成24年10月1日から施行する。

平成 27 年 8 月 1 日	一部改正
平成 28 年 5 月 1 日	一部改正
平成 29 年 1 月 1 日	一部改正
令和元年 10 月 1 日	一部改正
令和 2 年 1 月 1 日	一部改正
令和 6 年 6 月 1 日	一部改正
令和 7 年 4 月 1 日	一部改正